

様式第四十三（第四十八条第二項及び第五十九条関係）

届出書

届出日	2024年8月31日
届出番号	2024-J0022

令和6年8月31日

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第52条第1項・第57条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

内閣総理大臣 殿

文部科学大臣 殿

厚生労働大臣 殿

経済産業大臣 殿

兵庫県立淡路医療センター
兵庫県洲本市塩屋1丁目1-137
鈴木 康之

1. 届出をする医療情報取扱事業者（以下「届出者」という）の概要

新規、変更又は中止の別	①. 新規 2. 変更（元の届出番号： ） 3. 中止（元の届出番号： ）
届出者の氏名又は名称	（フリガナ）ヒョウゴケリツワジイリョウセンター 兵庫県立淡路医療センター
届出者の住所又は居所	〒656-0021 兵庫県立洲本市塩屋1丁目1-137 電話 0799（22）1200
代表者の氏名	（フリガナ）スズキヤスユキ 鈴木 康之
事務連絡者の氏名 （代表者と同じ場合には省略可）	（フリガナ）イッパントサ イタンホウジシニホノイシカイリョウジ ヨウホウカンリキョウ 一般財団法人 日本医師会医療情報管理機構 電話 03（5981）9099 E-mail j-mimo-info@j-mimo.or.jp

2. 届出項目

- (1) 本人の求めに応じて本届出書に係る当該本人が識別される医療情報の認定匿名加工医療情報作成事業者・認定仮名加工医療情報作成事業者への提供を停止すること。(□内に印を付けること。)
- (2) 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報・仮名加工医療情報の作成の用に供するものとして、認定匿名加工医療情報作成事業者・認定仮名加工医療情報作成事業者に提供していること。(□内に印を付けること。)
- (3) 認定匿名加工医療情報作成事業者・認定仮名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の項目(該当するもの全ての□内に印を付けること。「その他」に該当する医療情報を提供する場合には、その具体的な内容を記載すること。)

<input checked="" type="checkbox"/>	診察・検査・治療の内容・結果やレセプト等に関する情報
<input type="checkbox"/>	健康診断の結果等に関する情報
<input checked="" type="checkbox"/>	調剤に関する情報
<input type="checkbox"/>	その他 ()

- (4) 認定匿名加工医療情報作成事業者・認定仮名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の取得の方法

診察、検査、治療、調剤

- (5) 認定匿名加工医療情報作成事業者・認定仮名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の更新の方法

診察、検査、治療、調剤によって取得した医療情報を医療情報取扱事業者のデータベースで更新する。

- (6) 認定匿名加工医療情報作成事業者・認定仮名加工医療情報作成事業者への提供を法第21条及び規則第6条・法第40条において準用する法第21条及び規則第37条において準用する規則第6条の規定による安全管理措置に基づく通信手段により提供していること。(□内に印を付けること。)

- (7) 本人又はその遺族からの求めを受け付ける方法(該当するもの全ての□内に印を付

けること。)

<input checked="" type="checkbox"/>	受付窓口（住所：東京都文京区小石川 1 丁目 28 番 1 号小石川桜ビル 6 階）
<input checked="" type="checkbox"/>	電話（番号：0120-356-396）
<input type="checkbox"/>	WEB（URL：https://www.j-mimo.or.jp/）
<input type="checkbox"/>	その他 （ ）

3. 本届出書に係る認定匿名加工医療情報作成事業者・認定仮名加工医療情報作成事業者への医療情報の提供を開始する予定日又はやめた日
提供開始予定日又はやめた日【令和6年10月1日】

4. 主務大臣による公表に関する希望（いずれかの□に印を付けること。）

希望なし

次の理由により、【
年
月
日】以後の公表を希望

（公表日を指定する理由：
）

5. 本届出書に係る医療情報の認定匿名医療情報作成事業者・認定仮名加工医療情報作成事業者への提供が、法令等に抵触するものではないこと。（□内に印を付けること。）

6. 添付書類（□内に印を付けること。）

委任状（代理人により届出を行う場合に限る。）

記載要領

1. 最上段の届出日及び届出番号の欄には記載しないこと。
2. 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
3. 届出日は、本届出書が主務大臣に到達した日を指す。
4. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。